



中小企業成長応援資金

岩手県内において、雇用の増加、事業の拡大、新分野への進出などに意欲的に取り組もうとする方への「成長応援資金」、事業を承継するため法の認定を受けた中小企業の代表者個人への「事業承継資金」があります。

成長応援

雇用の増加、事業の拡大、新分野への進出などに意欲的に取り組もうとする方に必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で次のいずれかに該当する方

- ① 1年以内に常時使用する従業員を新たに1名以上雇用する計画がある方
- ② 売上高（建設業にあっては、完成工事高）が直近決算と比較して単年度で概ね3%以上又は3年間で概ね9%以上増加する計画がある方
- ③ 経常利益が直近決算と比較して増加する計画（直近決算が経常損失の場合にあっては、経常利益に転換する計画）がある方
- ④ 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う計画がある方
- ⑤ 異業種進出の計画がある方
- ⑥ 経営革新計画について知事の認定を受けた方

融資条件

資金用途	設備資金・運転資金
融資限度額	5千万円以内
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 ・県北・沿岸地域の中小企業者は、年0.1%引下げ ・セーフティネット保証（1号～4号・6号）を利用する場合は、年0.1%引下げ
保証料率	経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） ・セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ・経営革新関連保証を利用する場合は、年0.6% ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	原則として不要。ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保に徴求します。
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

事業承継

事業を承継するため法の認定を受けた中小企業の代表者個人に必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号。以下「経営承継法」という。）第12条の規定により経済産業大臣から認定を受けた中小企業者の代表者個人

融資条件

資金用途	事業を営む会社を承継した代表者が必要とする経営承継法に規定する資金
融資限度額	8千万円以内
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	<u>固定金利</u> 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内
保証料率	経営状況に応じ年0.45～1.50%（9区分） ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

申込手続

お近くの取扱金融機関にご相談のうえお申込みください。

〈取扱金融機関〉

普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合の県内各本支店

※ 融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）から「制度融資」で検索